

(1) 寺院建築物及び工作物



屋根
適切な勾配を選び
軒の出を十分にとります。
檜皮葺き、瓦葺き
木板葺き、金属板葺き

軒高
12M以下

塀
会下門
建築物が直接道路に面さないよう
に塀等を巡らせます。
自然素材を用います。

壁
漆喰等の左官材料・木材・
瓦・土塗り壁

建具
木製とします。

前庭
正門の内側に前庭を設けます。
前庭の大きさは古来のものを
変えないようにします。

駐車場
外部から見えない位置に設けます。

寺院建築物及び工作物等の基準

項 目	内 容
<p>寺院建築物 工作物等</p> <p>形態意匠の制限</p>	<p>【 前庭・塀・門 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正門の内側に前庭を設けます。前庭の大きさは古来のものを変えません。 ● 主要道路に面する部分では、塀等を巡らせ建築物が直接道路に面さないようにします。 ● 塀と門は古来の形式、大きさ、仕上げを変えません。 ● 極力自然素材を用います。 ● 正門と裏門の区別を設けます。 <p>【 屋根の形状・素材・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路及び前庭に面した建築物等の屋根の形式と勾配は古来の伝統を継承します。 ● 屋根の面が前面道路から見やすいように、高さや距離を十分考慮に入れた上で、適切な勾配を選び、十分な軒の深さを取ります。 ● 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。 ● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒とします。 <p>【 壁の形状・素材 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。 ● 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。 ● やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。 ● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。 <p>【 建具 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。 ● 公共空間に面するシャッターは使用しないようにします。 <p>【 建築設備等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。 ● テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えない位置に設置します。 <p>【 工作物の形状 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いたある色調を用いるものとし、周囲の景観と調和させます。 <p>【 駐車場・照明・材料・外構 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場は伝統的な景観を損なわないようにし、外部から見えないようにします。 ● 照明は必要な範囲を必要な明るさに照らし、過剰にせず光源は見せないようにします。 ● 庭や植栽等は、周囲の景観と調和させます。
<p>高さの 最高限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寺院建築物の軒高は地盤面から12m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する寺院建築物の軒高は、前面道路の中心線の高さから12m以下としますが、道路と敷地の地盤面に高低差がある場合、そのまま適用することが著しく不相当と認められる場合には審議会に諮り高さを決定します。 また、軒高が12mを超える既存の寺院建築物等の改築又は増築にあっては、既存の寺院建築物の高さを超えないこと。 ● 工作物の高さは地盤面から13m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する工作物の高さは、前面道路の中心線の高さから13m以下とします。

- 寺院建築物 … 寺院境内地内の建築物
 公共空間 … 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
 建築物 … 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(寺院建築物を除く)
 工作物 … 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物